

第7章 文化財の保存・活用の基本的な考え方と方針

1. 文化財の保存・活用の考え方

(1) 文化財の価値を見定めて保護する

本構想を策定するにあたり実施した各種調査によって防府市内には膨大な量の文化財が存在することがあらためて明らかになってきました。それらの全てを保存して管理し、活用をはかろうとするのはとても難しいことです。ただやみ雲に保護しようとしても地域社会に文化財の存在意義を伝えることにつながりません。そこで必要となる作業が、保護する文化財の価値を見定めることです。多くの文化財は世代を超えて「良い」とされ大切にされてきたものです。そこに備わる価値を特定することは、地域社会で損失したくない文化財の「良い」性質を明確化することでもあります。文化財の「保存」と「活用」は相対する内容の働きかけにみえますが、どちらも見定めた文化財の価値を守ることを前提とします。

(2) 保存と活用の関係

文化財は保存に重点を置くことで形質の劣化等が抑えられ未来への継承が堅実なものとなりますが、長期にわたり収蔵され続け文化財として公開されない事態となると、保存状況をチェックする機会が減り、人知れず文化財の価値を損失する危機に陥ることも想定されます。あるいは保存のために文化財の所在を移動する措置をとった場合は、これまで継承されてきた周辺環境や地域社会と切り離され、自分たちのものである意識（愛着・誇り）が希薄になってしまうことも考えられます。

多くの文化財は修理を重ねながら長い年月を経て伝えられたもので脆弱さを伴います。活用のため使用頻度が高すぎると、耐用の問題に突き当たることは容易に想像できると思います。文化財の価値の損失を未然に防ぐ目的もあり、指定等文化財を利用する際には制限・禁止事項も多く付きまといます。毀損等の危険の度合いを極力小さくする方策をとり、適切な活用により文化財の価値を多くの人々が魅力と感じられるように働きかけることが大切です。

文化財の保存と活用は、「守る」と「使う」に言い換えると、相反する働きかけの意味合いを強く感じますが、このような関係性がある2つの働きかけを保護施策のプロセスに組み込み、全体の重心がどちらかに偏らないように調整することを理念とします。文化財の維持管理・運用の手段として双方をバランス良く採り入れていくことが文化財の価値を次世代へ継承することにつながると考えます。

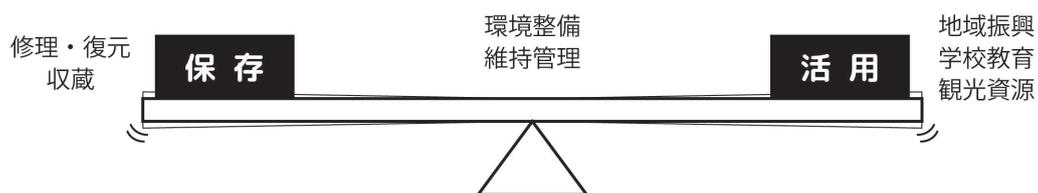


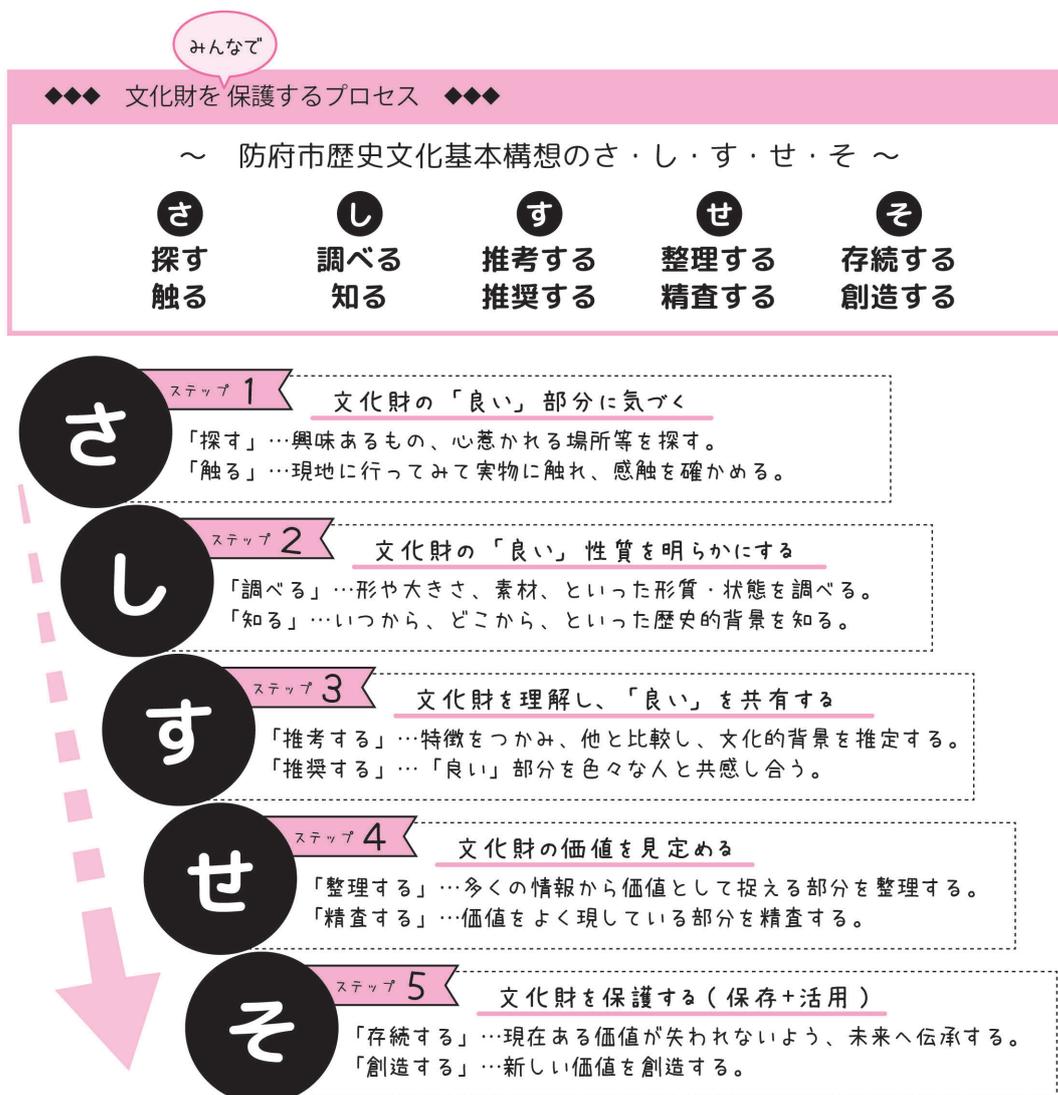
図136 保存と活用の関係

2. 文化財の保存・活用の推進

(1) 保存・活用を推進するためのステップ

文化財の保存・活用の働きかけを担うのは市民です。文化財という「良い」ものを「良い」状態で、将来に伝えられるのは「人」の働きかけがあればこそです。防府市には市外からの訪問者が羨むような質・量を誇る文化財が恵まれた環境に所在します。市民もそのことはよく知っていて、防府の宝と考える風景等をテーマとする市民が応募した写真等の作品を見ると、「良い」と感じ撮影した対象にたくさんの文化財が選ばれています。生活の中で身近に感じている文化財の「良い」部分を、さらにより多くの市民が同じように意識することが文化財の保存・活用を推進するための最初のステップとなります。

そこで、興味ある文化財をより深く知り、保存・活用につながる活動内容を、文化財に対する意識の段階ごとにキーワードにしてまとめたスローガンを下記のとおり掲げます。本構想の基本目標に近づくための施策でもあり、これに従い、今後、市民の文化財に対する意識のステップアップを目指します。



(2) 保存・活用の体制整備

文化財は多彩な捉え方ができることが特色であり、市民ひとりひとりが興味を持つ内容も実に様々です。建造物・史跡・祭り…といった文化財の種別で捉えることもでき、地域ごとに特徴を見出すことにも役立ちます。また、文化財に施された技術やデザインといった個々の魅力を追求することもでき、「防府」のまちのイメージを示す素材としても利用されます。文化財は市民にとって感性を磨き心豊かに生活する源泉ともなり、地域振興・地域づくりの資源でもあるのです。このように文化財と市民は、身近で既に関わりが深い関係性にあります。興味を持てる部分、関わられる部分から、多くの人が携わることで、地域社会の中で存在意義を保ちつつ、より多くの文化財が伝承できるものと考えます。

こうした考え方を持って、本構想では多くの市民が携わって文化財を保存・活用し、その価値を将来に伝承するという基本的理念を体现できる体制整備の確立を目指します。

これからの文化財の保存・活用への働きかけに関わる市民組織を、文化財に対する社会的な役割によって大別すると、①地域住民・民間団体、②NPO法人等の活動団体、③行政機関の3者による構成を想定できます。それに加え④学術研究機関が客観的な立場と専門的見地を持って関わることにより、文化財の価値から生みだされるアイデアや人をつなぐ体制に円滑さをもたらすことが期待されます。

文化財の保存・活用を推進するために、①～④でまとめられた個人・団体・組織が各々担う主な役割は以下のようなものが挙げられます。

①地域住民・民間団体

- 市民、文化財所有者、自治会、郷土史会、保存会、観光・商工団体、企業
 - ・文化財への関心と理解、維持管理活動、地域文化の継承
 - ・文化財の継承に必要な保存修理、公開活用の実施・協力

②NPO法人等の活動団体

- NPO法人、地域づくり団体、ヘリテージマネージャー[※]等支援者団体、企業
 - ・文化財の価値を伝える普及啓発活動、人材育成
 - ・文化財の積極的な活用、活用するための維持管理活動

③行政組織

- 地方自治体、国
 - ・文化財の保存・活用の施策立案と活動の推進、支援
 - ・関連分野との連携、情報の集積と共有化の促進、文化財を活かしたまちづくりの推進

④学術研究機関

- 大学、文化財研究機関、博物館
 - ・文化財の調査・研究と成果の情報発信、普及啓発活動、人材育成
 - ・保存・活用活動に関する専門的立場からの指導・助言

[※]ヘリテージマネージャー

地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存・活用して地域づくりに活かす能力を持った人材のこと

◆ 2. 文化財の保存・活用の推進

現在の防府市における文化財の保存・活用に関する活動の状況を省みると、文化財所有者や関連する民間団体と行政組織が個々に活動をおこなっており、先述の①～④にあたる団体・組織等の中で相互に連携した活動に必ずしもなっていない状況です。今後は相互に積極的に周密な関係性を築けるように取り組み、防府市における文化財の保存・活用の活動に多くの市民が携わる新たな局面を展開していく体制を整備していくことが目標となります。

図 137 は文化財の保存・活用の働きかけを協働で推進していく体制のイメージです。

文化財を保存・活用するために活動する人がいて、いつでもそうした人とつながる場をつくり出すことが最初の目標となります。そして数多くの文化財と市民が共生して暮らしていく地域社会へと展開していくことを理念とします。

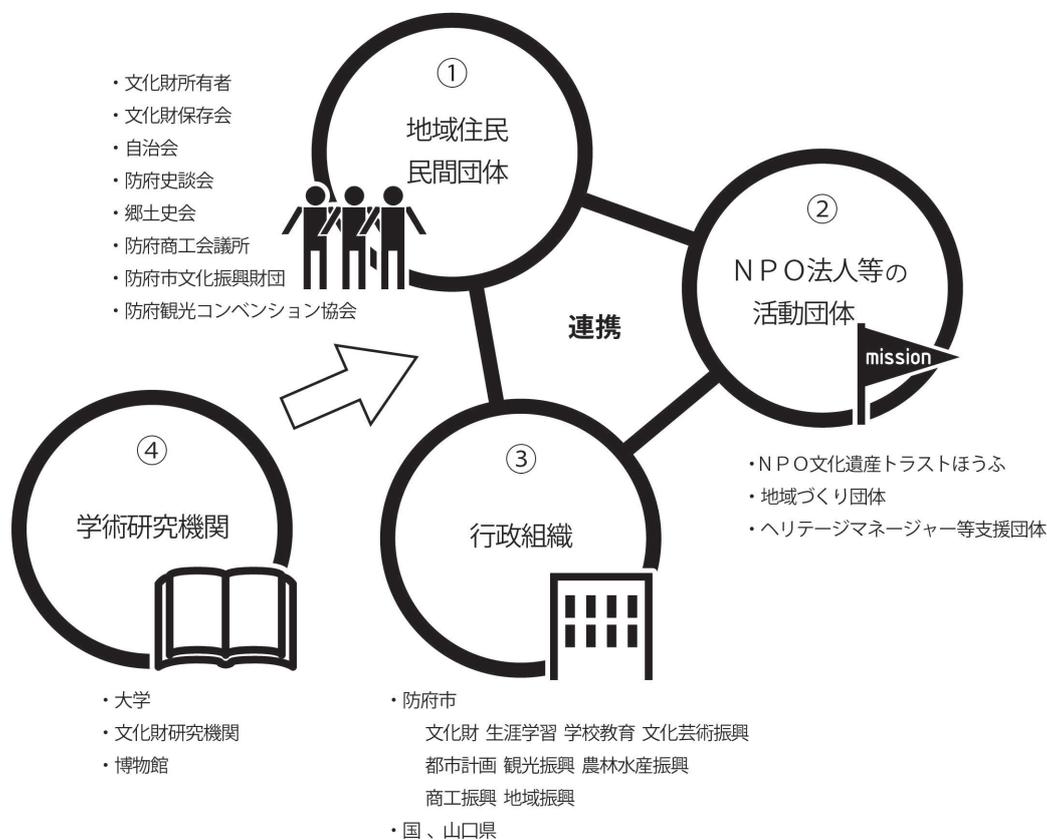


図 137 文化財の保存・活用の協働体制のイメージ

3. 文化財の保存・活用の方針

今後、多くの市民に文化財保護の意識が浸透し、保存・活用の実質的な活動ができる体制が整備されることで、これまでできなかった内容に踏み込むための大きな推進力を得ることになります。その動力が結束して、誇りある防府市の文化財の伝承へとつなげていくためには方向性を共有しておく必要があります。本構想の趣旨をまとめ、これから働きかけていく文化財の保存・活用の方針を次のとおり掲げます。

(1) 身近にある文化財の良さに気づける企画の実施

防府市には日常の生活空間に特色ある文化財が数多く所在します。自らの生活スタイルに浸み込んでいて普段は意識していないものを文化財として見直し、それが地域に根ざした歴史文化と結び付いていることに気づく体験は、自らのアイデンティティを確保することにつながります。こうした個々の気づきを集め、地域らしさの良さを地元で共感できる企画を実施していきます。

1 ステップ	探 触 る さ	《 企画 》 ・「ふるさと再発見」まちあるき ・大人の古墳探検 ・夏休みこども文化財教室 ・文化財を知る講習会	
2 ステップ	調 べ る 知 る し		

文化財の魅力を歩いて発見！

(2) 総合的把握調査の促進と基礎研究の充実

文化財を保存・活用する活動の双方で必要とするのが、文化財の所在や保存状況等を示した基礎的な情報です。本構想策定に際して基礎的な調査を実施しましたが、まだまだ不十分な状態です。今後も地元住民や学術研究機関と連携し、文化財の総合的把握調査を実施していきます。その成果を活かし、9つの地域文化区分ごとに文化財に関わる情報を集積してデータベースを構築します。

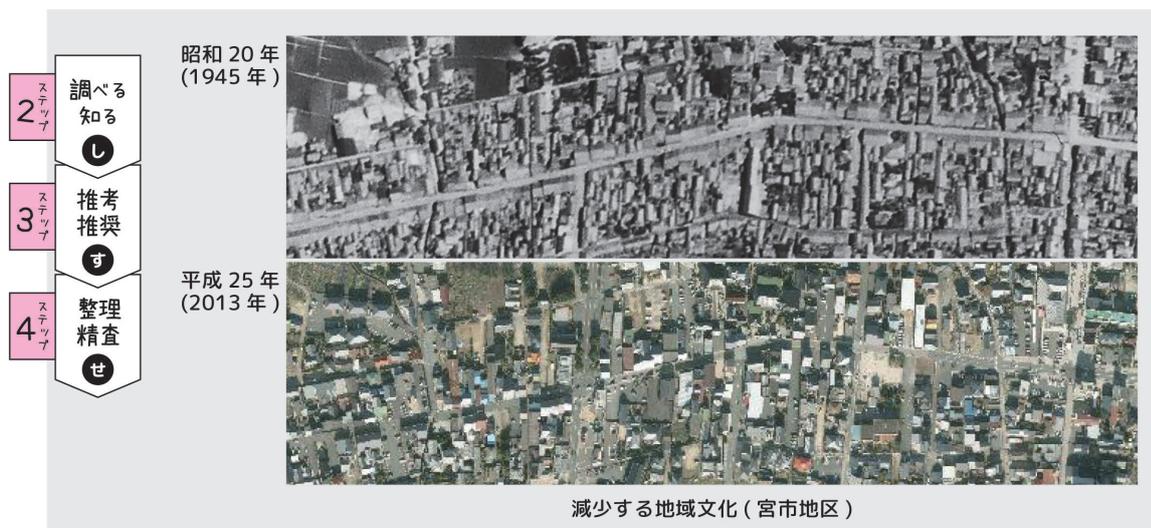
古くから学術研究の蓄積が進んだ防府市に所在する文化財は、全国的にも着目されています。各分野の文化財に関する学術研究機関と共同研究等を実施することで基礎研究を充実させ、その成果が文化財の活用に資する情報となるよう工夫します。

2 ステップ	調 べ る 知 る し	《 企画 》 ・石造物の現地調査 ・地域の年中行事の記録 ・古写真でふるさと回想 ・大学との共同研究 〈 都市「防府」の形成過程 〉	
3 ステップ	推 考 推 奨 す		
4 ステップ	整 理 精 査 せ		

こんな所に石造物群が！

(3) 長期的な視点を持った保存・活用に向けての調査を実施

本構想の策定段階で実施した総合的把握調査で捉えた文化財を見渡すと、構想の刊行段階で既に消失してしまっている歴史的建造物・産業施設等があることに気づきます。失われる直前で文化財として認識され、緊急調査で価値を見出すことができても、このような消失の事態を回避し保存された事例はごくわずかです。こういった状況を改善するためにも、保存・活用に向けた段取りを見越して早期に価値を見出す調査をおこない、地域でその価値を共有しておく必要があります。長期的な視点を持って継続的な文化財調査ができるように体制を整備していきます。



(4) 文化財保護に関わる人材育成の推進

文化財の保存・活用には各種文化財の専門的知識や経験を必要とします。こうした知識・経験を持つ人材を地域社会で育成するには相応の時間がかかります。文化財に習熟した人材育成を計画的に推進することが必要です。本構想策定段階で取り組んできた市民調査員、文化財活用推進員をモデルにNPO法人等と連携して人材育成のあり方を検討し、取り組みの成果として文化財保護に理解を持って活動する人の総数が増えていくように努めます。



《 企画 》

- ・文化財を知って楽しむ研修会
- ・文化財サポーターの結成
- ・歴史的建造物の維持管理法の習得
- ・文化財庭園の景観保全技術の習得
- ・ユニークベニュー[※]実践者の育成



歴史的建造物の維持管理を实践

※ユニークベニュー
歴史的建造物等で会議や文化的なイベントを開催することによって、地域の特性や特別感を体験できるようになる会場のこと

(5) 文化財で地域をつなぐ

9つの地域文化区分の各地で、歴史文化を物語る要所にある歴史的建造物等の施設から選定して「文化財活用拠点」を設置し、地域コミュニティの活性につながる文化財の継承活動ができるように地域住民と協働で取り組みます。

また市内の文化財同士を結び、各地域をつなぐ手段として、近代以前の道筋を踏襲する現在ある道路を「歴史的交通線」として認識し、その地域らしい風土を味わえるコース設定ができるように検討していきます。

4
ステップ
整理
精査
せ

《 企画 》

- ・旧山陽道を歩く
 - ・やきもの窯焚き体験
- 5
ステップ
存続
創造
そ
- ・藍染め体験
 - ・農業体験
 - ・石風呂体験
 - ・伝統食、郷土料理の食体験
 - ・文化財をつなぐサイクリングコースの考案



やきもの窯焚き体験



地域で農業体験

(6) 地域で文化財を守る

所有者個人で継承できなくなった地域にとってもかけがえのない文化財を、地域社会やヘリテージマネージャーをはじめとする文化財に関心ある支援者が協力して守っていくことができる体制を構築していきます。

また日常的にも住民や支援者による文化財の見回りを定期におこなって、保存・活用において留意すべき課題等を地域社会で共有できるように計らい、さらに文化財の周辺環境に沿って防災・減災、防犯への取り組みの強化を促進します。

5
ステップ
存続
創造
そ



消火訓練でバケツリレー



文化財見回り活動(立木観音)

(7) 文化財で地域を活かす

① 防府市の関連文化財群の活用

文化財群の魅力や価値を利用して「防府らしさ」を総体的に表現できる関連文化財群の考え方は、防府への来訪者にテーマ別の観光ルートとして紹介できる内容を持っています。本構想ではモデルとして16のテーマを設定しましたが、文化財の組み合わせを替えることで関連文化財群の新たなテーマを設定することが可能です。今後の文化財の活用のあり方のひとつとして所有者や関係団体と連携して具体的な方策を練っていきます。

5
ステップ

存続
創造
そ

《 企画 》

- ・ 防府のやきもの探訪
- ・ 佐波川の恵み 水のまちを歩く
- ・ 埋もれた港を歩く
- ・ 防府の仏像めぐり
- ・ 「防府の旧毛利家邸宅」見学ツアー



「防府の旧毛利家邸宅」リーフレット

② 防府市の文化財保存活用区域の設定

次期計画段階で設定する予定の文化財保存活用区域の候補として本構想で「促進区域」とした8地区の調査をさらに推進させ、その成果を地元住民や支援者と共有し、地域での活用のあり方を検討していきます。また「促進区域」とした場所の他にも、多くの市民の協力を得て、設定の要件を満たす歴史文化の魅力あふれる空間を新たに見出せるように努めていきます。

5
ステップ

存続
創造
そ

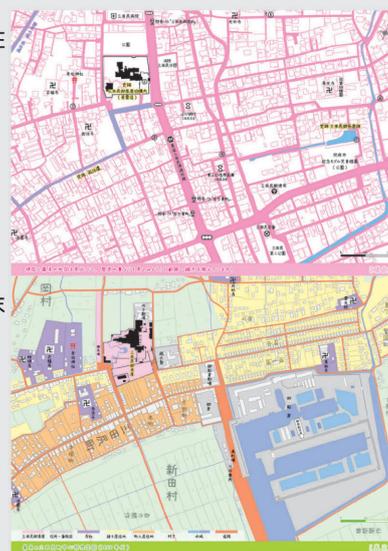
《 企画 》

- ・ 区域内の活用できる文化財を選定
- ・ エリアマップの作成
- ・ 富海の旧山陽道ぶらり歩き
- ・ 久兼の棚田見学と八十八か所めぐり
- ・ 古民家再生でにぎわい創出
- ・ 技術を伝承し、体感できる区域の設定
- ・ 地域ガイドンス設備の充実
- ・ 地域のビジターセンター[※]の整備

[※] ビジターセンター
地域の情報を展示・解説し、主として来訪者に対して学習や体験などの機会を提供する施設

現在

幕末



「三田尻幕末散策地図」リーフレット

4. 防府市歴史文化基本構想から今後の展開

本構想は、これまでの文化財行政の枠組みでできなかった部分を含めて文化財保護の活動を見直し、これからできる活動を見据えたうえで、将来の方向性を示す役割を担っています。その内容を周知し、前項の「文化財の保存・活用の方針」に沿って有効な活動をおこない、体制を整えて次期の計画策定に取り組むことが今後の展開となります。本構想が基盤となる実施計画の作成や関連事業の推進をはかる取り組みは次のとおりです。

(1) 防府市文化財保存活用地域計画(仮称)の策定

平成31年4月1日から施行する文化財保護法第183条の3に定められた「文化財保存活用地域計画」の認定を目指して、「防府市文化財保存活用地域計画(仮称)」の策定に必要な取り組みを実施します。本構想で記載した事項を発展継承しながら、法定計画に見合う内容となるように計画作成の作業を進める予定です。①から③は、計画作成にあたり新たに組みあわせる主な事項です。

①文化財保存活用地域計画策定協議会(仮称)の設置

文化財保護法第183条の9に定められた「文化財保存活用地域計画の作成に係る協議等を行なうための協議会」を設置し、防府市域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成できる組織づくりをおこないます。本章の「2.(2)保存・活用の体制整備」で想定した体制の具現化を目指します。

②データベースの構築と利用促進

総合的把握調査で集積する文化財の基礎的な情報から詳細調査の成果まで、各種調査の内容を活用できるようにデータベースを構築します。膨大な情報を分析し整理した文化財情報を可能な限り情報を公開できるように取り組むことで多くの市民が文化財情報を知ることになれば、保存・活用への働きかけが促進することをねらいます。

③文化財の保存・活用に関わる計画を明示

市域内には文化財として重要な価値を有するものでも、未指定の状態である事例が数多く見受けられ、総合的把握調査の成果もあって、こうした事例は増加する傾向にあります。指定等文化財への申請には詳細調査を必要とします。防府市文化財審議会と協議して、指定等文化財の候補を種別に計画書で提示する等により、指定等による保護措置への取り組みの明確化をはかります。そして学術研究機関や調査・修理のノウハウをもつコンサルタント等との連携を強化し、緊急性等による優先度合を勘案した調査および修理の計画づくりをおこないます。

文化財と関連が深い教育、景観まちづくり、地域振興、観光、防災等の分野の中から、計画期間に関係機関・団体と連携して文化財や関連情報を活用することで地域社会に貢献できる事業を創出し、計画の中に積極的に盛り込んでいく予定です。

(2) まちづくり計画との連動を検討

平成20年(2008年)に国土交通省、文化庁、農林水産省との共管で成立した「歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)」は歴史的環境を保全しながら都市基盤の整備をおこなう施策を軸としていて、実力がある市町村が自律的に「歴史的風致維持向上計画」を策定し、国に認定されることで社会資本整備総合交付金等による支援が見込まれる制度です。計画対象が「個性豊かな地域社会の実現」と「都市の健全な発展と文化の向上に寄与する」ものとなっており、歴史文化基本構想と一体的に推進できる内容をもっています。本構想で「促進区域」とした「文化財保存活用区域」の歴史文化の特性を活用した整備を実現化するアクションプランとして位置づけることができます。庁内関係機関と連携し本構想を基盤とした「歴史的風致維持向上計画」の策定を検討します。

(3) 文化財保護活動を協働でおこなう仕組みを設ける

本構想の考え方で文化財の継承をおこなうには、従来のような文化財所有者と行政組織の関係だけで推進することは困難です。市内で活躍する文化財に関わる各種団体が文化財保護の大きな目標を共有し連携することが困難さを打開する手立てとなります。

平成31年4月1日施行の文化財保護法第192条の2に、市町村の教育委員会は、地域において文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行なったりする民間団体等を「文化財保存活用支援団体」として指定できると定めています。

改正法にこうした内容の条項が加わる機会も得て、本構想や将来の計画の趣旨に沿って活動する支援団体と協働で保存・活用をおこなう仕組みを設けていきます。

参考資料

防府市史 上 卷 防府市教育委員会 1956
下 卷 防府市教育委員会 1957

続防府市史 続防府市史刊行会 1960

防府市史 通史Ⅰ 原始・古代・中世 防府市 2004
通史Ⅱ 近 世 防府市 1999
通史Ⅲ 近代・現代 防府市 1998
史料Ⅰ (古代・中世編) 防府市 2000
史料Ⅱ (近世編) 防府市 1996
史料Ⅲ (近代・現代編) 防府市 1992
資料Ⅰ 自然・民俗・地名編 防府市 1994
資料Ⅱ 考古資料・文化財編 防府市 2004
別冊年表 防府市 2004

山口県史 上 卷 山口県史編纂所 1934
下 卷 山口県史編纂所 1934

山口県史 通史編 原始・古代 山口県 2008
通史編 中 世 山口県 2012
通史編 近 代 山口県 2016
資料編 考古1 山口県 2000
資料編 考古2 山口県 2004
資料編 民俗1 山口県 2002
資料編 民俗2 山口県 2006
民俗編 山口県 2010

防府市歴史文化基本構想

平成 31 年 3 月

発行 防府市教育委員会
編集 防府市教育委員会教育部文化財課
〒 747-0808 山口県防府市桑山二丁目 1-1
TEL : (0835) 25-2237
E-mail : bunka@city.hofu.yamaguchi.jp
印刷 大村印刷株式会社



文化庁

Agency for Cultural Affairs, Government of Japan
平成 30 年度文化庁文化芸術振興費補助金
(文化遺産総合活用推進事業)

編集・発行

防府市教育委員会